

懲罰特別委員会資料

懲罰とは

本会議及び委員会の開会中に、議員が、地方自治法や会議規則、委員会条例に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に科される罰が、懲罰であります。これらの議員に対する懲罰は、議会の秩序維持と品位保持のために認められた議会の内部的規律作用です。

懲罰の事由

1. 議員が正当な理由もなく応招しなかったり、正当な理由がなく欠席をして議長が、招状を発してもなお故なく出席しない場合(法 137)
2. 秘密会の内容を他に漏らした場合(会規 97②)
3. 本会議や委員会で無礼の言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論をした場合(法 132)
4. 議長や委員長から発言の取消しや禁止、退場等を命じられてこれに応じなかったような場合(法 129)
5. 戒告又は陳謝の処分を受けた議員が、議長の戒告を受けなかったり、陳謝文を朗読しない場合(会規 113)
6. 出席停止の処分を受けた議員が停止期間中に出席し、議長又は委員長から退場を命ぜられてもなお退場しない場合(会規 115)
7. 前述のほか、地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した場合

懲罰の種類は、地方自治法第 135 条の規定に基づくものです。

・「戒告」とは、公開の議場において懲罰事犯者である者に対し、議長が戒告文を朗読することを言います。なお、文案は、懲罰特別委員会で起草し、本会議で議決したものを朗読することになります。

・「陳謝」とは、公開の議場において懲罰事犯者がその事犯について、陳謝文を朗読することを言います。なお、文案は、戒告文と同様に、懲罰特別委員会で起草し、本会議で議決したものを朗読することになります。

・「出席停止」とは、議会の会期中、一定期間議会の会議、委員会への出席を停止する処分のことを言います。なお、本町議会では会議規則第 114 条において、出席停止は、5 日を超えることができないと規定されていますので、その範囲内となります。

・「除名」とは、当該議員の身分（地位）を剥奪することを言います。除名は懲罰の中で最も重いものであるため、戒告、陳謝、出席停止などの懲罰が過半数議決であるのに対し、本会議において、議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意が必要となる特別多数議決となっています。

戒告の事例

- 議員が発行した議会報告、フェイスブックに「無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、感情的な発言など」不穏当発言にあたる。
(具体的な発言は明確でない。)
- 予算決算特別委員会において、休憩中不穏当な言辞を用い議会の品位を失墜させた。(発言内容不明)
- 本会議の無断欠席(会期初日の日程を間違えた。)
- 一般質問において、同僚議員Aの意見を少数意見だと述べてA議員の質問内容を批判し侮辱した
- 原則、録音禁止、議長・委員長の許可を要する規則があるにもかかわらず、無許可で録音した。

陳謝の事例

- 委員会において、委員長の制止に従わず3回に亘り発言を続け、著しく会議の進行妨げ議事を妨害した。
- 無礼な言葉、議会の品位を落とす発言をした。
- 本会議で他議員の一般質問中、他議員に対し「ばかやろう」などの不穏当発言をして議会の品位を損ね議事を妨害した。
- 無届けで本会議に遅刻し、委員会を欠席したことに対し、議運で謝罪を求められたが拒否した。
- 議会で不穏当な言辞を用いた。
- 一般質問の際、議長に対し、「越権行為だ」と発言して議長の議事運営を妨害した。

出席停止の事例

- 陳謝文の読み上げを拒否した。
- 陳謝文どおりに朗読しなかった。
- 自らの「通信」やブログに同僚議員や市議会を誹謗中傷する記事を掲載したことが議会の秩序を乱す行為にあたる。

除名の事例(争訟有り)

- 陳謝文の朗読を拒否した。
- 町長不信任案の審議の中で、私生活にわたる言論であり、極めて破廉恥な内容の発言を行った。(町長からの性的被害を受けたとの内容)

(案)

陳 謝 文

私は、6月3日の本会議において、他の議員の一般質問中に議場の秩序を乱し、議会の品位を著しく損なうものであり、本来、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありませんでした。

ここに深く反省し、誠意を披歴して陳謝します。

令和○年○月○日

宮代町議会議員

○ ○ ○ ○